

預かり金に関する覚書

購入者 木曾 由香（以下「甲」という。）と販売者 リベラルソリューション株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり預り金に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条<目的>

本契約は、「住宅及び産業用電気設備等売買契約書 兼 工事請負契約書」（以下「別途契約」という。）が甲乙間において締結された際、甲は、別途契約に定める契約金の10%相当額を預り金（以下「預り金」という。）とし、乙へ支払うものとする。

第2条<預り金>

本覚書が定める預かり金は、金 2,036,000円（消費税込※1）とする。

※1 消費税については、消費税法に規定する値を参照。

2. 預かり金は、別途契約の満了を以って、別途契約に関わる費用の一部として充当されるものとし、一部を乙より甲へ返金する。また、預かり金の充当分と返金分については、以下の通りとする。

充当分(土地代)	:	金 1,000,000円
充当分(紹介者受領手数料)	:	金 671,880円
返金分	:	金 364,120円

3. 預かり金は、本覚書 第4条に当てはまる事由以外、原則として全額返金はしないものとする。

第3条<預り金支払>

甲は、預り金支払総額を別途契約締結日より5営業日以内に、乙指定の下記銀行口座へ支払うものとする。なお、送金に関わる費用は、甲の負担とする。

銀行及び支店名： りそな銀行 世田谷支店

銀行口座名義人： リベラルソリューション株式会社

銀行口座番号： 普通 0136334

第4条<本覚書の解除>

1. 乙の責に帰すべき事由により、別途契約の履行が困難となり、別途契約ならびに別途契約に関連する契約が解除される場合に於いて、本覚書も同様に解除となる。また、その場合に於いて、乙は、本覚書解除の5営業日以内に甲の支払った第2条に定める預かり金を、無利息で甲の指定銀行口座へ支払うものとする。

2. 甲の責に帰すべき事由により、別途契約ならびに別途契約に関連する契約が解除され

る場合に於いて、本覚書も同様に解除となる。 また、その場合に於いて、預かり金の返還はしないものとする。

3. 甲又は乙の責に帰すべき事由に該当しない理由により、別途契約の履行が困難となった場合、甲乙間の協議に於いて、本覚書の解除をすることが出来る。その場合に於いて、乙は、本覚書解除の5営業日以内に甲の支払った第2条に定める預り金を、無利息で甲の指定口座へ支払うものとする。

4. 本覚書に定める預り金が、甲より乙へ期日通りに支払いがなされない場合、別途契約に対する不履行意志とみなし、本覚書を解除することが出来る。

第6条<守秘義務>

甲および乙は、本覚書に関する事を、紹介者 株式会社ネイチャーRES 以外、一切漏らしてはならない。

第7条<協議>

甲および乙は、本覚書に定めのない事項について、本覚書の条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

2020年 3月18日

(甲) 住所 広島県三原市城町3丁目13-10
サーバス城町四番館 506号
氏名 木曾 由香



(乙) 住所 東京都目黒区東山1-4-4 目黒東山ビル5階
氏名 リベラルソリューション株式会社
代表取締役 下田 穰



(紹介者) 住所 東京都千代田区丸の内1-11-1
パシフィックセンチュリープレイス丸の内31階
氏名 株式会社ネイチャーRES
代表取締役 芦田 敏之

